

厚生労働省

○経済産業省令第二号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三条第一項第四号の規定に基づき、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和二年六月十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 梶山 弘志

環境大臣 小泉進次郎

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省令第一号）の一部を次
通商産業省

のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(確認を受けた新規化学物質に係る報告) 第五条 「略」 2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。
改正前	(確認を受けた新規化学物質に係る報告) 第五条 「略」 「新設」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。